

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和2年11月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2000052号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2000013号

第1 結論

平成4年4月から平成5年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年4月から平成5年3月まで

私は、前夫が、平成4年10月6日に、前夫自身の平成2年12月から平成4年3月までの期間に係る国民年金保険料をA銀行で納付した後、B市役所の窓口で自身の保険料の残りを支払おうとしたところ、職員から、スライディングシステムで夫婦一緒に支払わなければならないと言われたので、当該市役所の窓口で、私の請求期間に係る国民年金保険料を納付したということを前夫から聞いたが、請求期間に係る保険料が未納のままになっていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、前夫が納付してくれていた旨主張している。

しかしながら、請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付を行ったとする前夫は既に亡くなっており、請求者自身は、保険料の納付に直接関与していないことから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況について確認することができない。

また、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったが、請求者から提出された年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号とは別の記号番号が請求者に払い出された形跡は見当たらない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。